

平成25年3月15日改正
平成26年3月19日改正
平成27年3月31日改正
平成27年12月10日改正
平成28年10月12日改正

独立行政法人科学技術振興機構が 中期目標を達成するための計画 (中期計画)

平成24年4月1日

独立行政法人科学技術振興機構

目次

(序文)	1
(前文)	1
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	2
【全体的事項】	2
【個別事項】	
1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化	4
①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案	4
②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案	4
2. 科学技術イノベーションの創出	5
(1) 科学技術イノベーション創出の推進	5
①戦略的な研究開発の推進	5
i) 課題達成型の研究開発の推進	5
ii) 国家課題対応型の研究開発の推進	6
②産学が連携した研究開発成果の展開	7
③東日本大震災からの復興・再生への支援	10
④国際的な科学技術共同研究等の推進	11
⑤研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築	12
⑥知的財産の活用支援	13
⑦革新的新技術研究開発の推進	14
(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成	14
①知識インフラの構築	14
a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進	14
b. ライフサイエンスデータベース統合の推進	15
②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築	16
a. 次世代の科学技術を担う人材の育成	16
b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援	17
c. 海外との人材交流基盤の構築	18

i) 外国人研究者宿舎の提供	18
ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進	18
d. プログラム・マネージャーの育成	19
e. 公正な研究活動の推進	19
③コミュニケーションインフラの構築	20
3. その他行政等のために必要な業務	21
①関係行政機関からの受託等による事業の推進	21
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	21
1. 組織の編成及び運営	21
2. 業務の合理化・効率化	21
3. 財務内容の改善	22
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	22
IV 短期借入金の限度額	22
IV. 2. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	22
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	23
VI 剰余金の使途	23
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	23
1. 施設及び設備に関する計画	23
2. 人事に関する計画	23
3. 中期目標期間を超える債務負担	24
4. 積立金の使途	24
(別紙)	
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	25
1. 予算（中期計画の予算）	25
2. 収支計画	32
3. 資金計画	36

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

(前文)

現在、我が国は、人口減少や本格的な超高齢社会を迎え、地球規模では地球温暖化、資源・エネルギー・食料制約、感染症等が深刻化し、持続可能性を脅かす様々な危機や課題に直面している。このような状況を受け、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）においては、それまでの重点分野別取組から重要課題対応に転換し、課題達成を目指した「科学技術イノベーション政策」の一体的推進が基本方針の一つとして掲げられている。

また、科学技術の国際競争が激化しており、とりわけ新興国の躍進が顕著な中で、このままでは我が国の科学技術における相対的なプレゼンスの低下は避けられず、産業競争力の喪失にもつながりうる危機的状況である。このため、長期的な視野に立って、基礎研究と人材育成の強化に努めるとともに、社会の要請を常に意識しつつ、課題達成型の科学技術イノベーション創出を推進していかなければならない。

機構は、平成15年の発足時から、科学技術基本計画を実施する中核的機関として、我が国の科学技術政策の実現に貢献してきた。すなわち、「新技術の創出に資する基礎研究」、「新技術の企業化開発」、「科学技術情報の流通促進」、「科学技術に関する研究開発に係る交流・支援」、「科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進」の5つの業務を総合的に推進し、科学技術の振興につながる多くの成果を挙げてきている。

しかしながら、機構は、上述のような我が国の重大な転換期において、社会の期待に十分に応えていくため、中期目標に従い従来の事業の構成を抜本的に見直し、社会的、経済的にインパクトの大きい科学技術イノベーションをスピーディに実現するシステムづくりが必要である。

このため、機構は、第3期中期目標期間において、

○ 創造的な研究開発による科学技術イノベーションの実現

○ バーチャル・ネットワーク型研究所（注）構築による成果の最大化

を基本理念とし、従来の5つの業務を「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つに再編して業務を実施し、科学技術基本計画の中核的実施機関として科学技術イノベーションの創出に貢献する。

（注）「バーチャル・ネットワーク型研究所」とは、重要課題の達成のため、国内外を問わず大学、企業、研究開発独立行政法人など多様な機関間のネットワークを構築することにより、優れた人材と施設・設備などの外部リソースを活用して時限付で編成する研究開発推進体制をいう。イノベーション創出に向けた新しい研究開発のパラダイムとして、世界でも先駆的な取組である。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【全体的事項】

1. 「科学技術イノベーション創出の推進」及び「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」

機構は、中期目標期間中、科学技術基本計画の中核的实施機関として、「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」の2つの柱により、第4期科学技術基本計画を踏まえ、以下の通り事業を実施する。

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

- ①第4期科学技術基本計画に掲げられている課題達成を目指した「科学技術イノベーション政策」の一体的展開を実現するため、機構は、バーチャル・ネットワーク型研究所を構築して、文部科学省が示す政策に沿った（i）基礎研究の実施、（ii）基礎研究の成果（以下「新技術」という。）と産業界のニーズを結びつける戦略的な産学連携事業を一体的に実施する。
- ②このため機構は、事業を統括し部門横断的な戦略を立案する体制の構築やこの戦略に基づく各部門における事業の実施、部門間の情報共有、各プログラムディレクターによる意見交換を通じた各プログラム間の連携強化、研究開発成果のモニタリング等の取組を行う。
- ③機構の実施する研究開発が国際的に高い水準を維持し、イノベーションシステムの国際競争力強化に貢献するため、「科学技術イノベーション創出」における各プログラムの国際化を進める。また、相互裨益の観点に基づいて国際科学技術協力を進め、世界と協働した国際研究開発活動の戦略的展開を強化する。
- ④人文・社会科学の視点を入れて、社会的・産業的なニーズ把握、波及効果分析を行い、実用化までも見据えた提言を行う。

(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

- ①「研究情報基盤の整備」等を推進するため、研究成果をはじめとする科学技術情報の収集・提供体制を充実・強化する。
- ②「人材とそれを支える組織の役割」の一層の重視を推進するため、機構は、優れた素質を持つ児童生徒等の発掘と才能を伸ばす取組の強化など次世代人材等の育成に向けた効果的な取組を行う。
- ③「社会とともに創り進める政策の実現」を推進するため、機構は、研究者のアウトリーチ活動を促進するとともに、科学技術が社会に理解、信頼されて持続的に受容されるべく社会との意思疎通を図る双方向の対話活動の促進やその手法開発、さらには交流の場を提供する科学技術コミュニケーション活動の取組を行う。

2. 東日本大震災からの復興・再生への貢献

機構は、東日本大震災を受け、東日本大震災復興構想会議による復興構想の具体化、復興・再生の進展に応じて、被災地のニーズと大学の技術シーズをマッチングするなど、これまでの事業で培ってきたノウハウ、研究開発成果等を最大限に活かし、適切な施策を実施する。

3. 横断的事項に対する措置

- (1) 科学技術イノベーション創出を効果的に推進するため、互いに密接に関連する「科学技術イノベーション創出の推進」と「科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成」について、各事業で共通的に利用する情報の共有化や事業実施上の手法やノウハウ、ネットワーク等の他への展開などにより、事業間の連携を強化する。
- (2) 各事業の実施に当たっては、大学、民間企業、経済界、行政機関、地方自治体、独立行政法人、公益法人、非営利団体などの様々な国内主体に加え、海外の研究機関等との関係性を強化するとともに、新たな関係性の構築に努める。
- (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等を踏まえ、研究開発課題、研究開発領域、事業の運営方法等について外部有識者の参画による評価を実施し、評価結果をその後の事業の運営に反映させ、PDCA サイクル [Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) サイクル]) を実施する。また、評価結果については、ホームページ等により公表し、国民への説明を積極的に行う。
- (4) 事業の実施状況や成果を把握し、成果集、説明会、シンポジウム、ホームページ、などを通して社会に向けて情報発信するとともに、その波及効果の把握に努める。その際、第4期科学技術基本計画において喫緊の課題として掲げられた「震災からの復興と再生の実現」、「グリーンイノベーションの推進」、「ライフイノベーションの推進」及び同計画に示されている「我が国が直面する重要課題」等について、機構が社会の要請にどのように応え、国民生活へ還元しているかという観点から、成果の活用状況や社会・経済への影響をとりまとめて分かりやすく発信する。
- (5) 先進諸国に加えて新興国等との連携・協力の在り方に関し、海外事務所や研究開発戦略センター等の調査・分析機能を活用して国際戦略を策定し、国際活動を戦略的に推進する。
- (6) 総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、競争的資金制度を所管する関係府省で構築した研究開発管理システムを活用した研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化するとともに、公正で透明性の高い審査体制の確立と実施、研究資金の柔軟な使用ルールの確立等の競争的資金等に係る制度改革を推進する。
- (7) 科学技術分野における女性の活躍促進を図るため、機構業務に係る男女共同参画推進計画を策定し、これを推進する。また、優秀な海外の人材を我が国へ招へいし活用するという観点から、海外事務所等を活用した機構事業の周知や外国人研究者の機構の事業への参画を推進する。

【個別事項】

1. 科学技術イノベーション創出に向けた研究開発戦略立案機能の強化

①科学技術イノベーション創出に向けた調査・分析及び研究開発戦略の提案

機構の業務全般の効果的・効率的な運営に資するため、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向、社会的・経済的ニーズ等について調査・分析を行い、重点的に推進すべき研究開発領域、研究開発課題の特定、科学技術システムの改善等について質の高い提案を行う。

[推進方法]

- ・機構は、国内外の科学技術政策及び研究開発の動向等について、科学技術政策立案担当者や研究者等との意見交換を重視しつつ、科学技術分野の俯瞰、社会的期待の分析、海外事務所の活用等による海外の情報収集及び比較等により調査・分析を行う。
- ・機構は、飛躍的な経済成長を遂げ、科学技術の振興を強力に進めている中国の科学技術政策や研究開発の動向及び関連する経済・社会状況について、幅広い視点から、双方向の発信を重視し、交流・連携を推進しつつデータの収集・整理を行い、重点的に調査・分析する。
- ・機構は、上記の調査・分析の結果に基づき、今後重要となる分野、領域、課題、及びその研究開発の推進方法等を系統的に抽出し、人文・社会科学の視点を取り入れ、実用化までも見据えた、研究開発戦略の立案に資する提案を行う。
- ・機構は、得られた成果について、我が国の研究開発戦略の立案にも活用されるよう国に提供するとともに、ホームページ等を活用して広く国民に向けて情報発信する。

[達成すべき成果]

- ・外部有識者・専門家による評価において、
 - ・研究開発戦略の立案に資する提案が科学技術イノベーションの創出に資する質の高い内容である。
 - ・研究開発戦略の立案に資する提案の活用状況の調査に基づいた評価により、成果が十分に活用されている。
- との評価を得る。

②低炭素社会実現のための調査・分析及び社会シナリオ・戦略の提案

機構は、我が国の経済・社会の持続的発展を伴う、科学技術を基盤とした明るく豊かな低炭素社会の実現に貢献するため、望ましい社会の姿を描き、その実現に至る道筋を示す社会シナリオ研究を推進し、低炭素社会実現のための社会シナリオ・戦略の提案を行う。

[推進方法]

- ・機構は、研究テーマの設定、人文・社会科学と自然科学の研究者が参画する実施体制の構築、幅広い分野の関連機関と連携を行いつつ社会シナリオ研究を推進する。
- ・機構は、産業構造、社会構造、生活様式、技術体系等の相互連関や相乗効果の視点から基礎となる調査・分析を行いつつ社会シナリオ研究を推進し、その成果を活用して、社会シ

ナリオ・戦略の提案を行う。

- ・社会シナリオ・戦略を、機構の業務の効果的・効率的な運営に活用するとともに、幅広い活用を促進するために、国、大学、企業、地方自治体等の関係機関及び国民に向けて積極的に発信する。

[達成すべき成果]

- ・機構は、外部有識者・専門家による評価において、
 - ・社会シナリオ・戦略が低炭素社会実現に資する質の高い成果である。
 - ・社会シナリオ・戦略が国、地方自治体等の政策立案等に活用されている。との評価を得る。

2. 科学技術イノベーションの創出

(1) 科学技術イノベーション創出の推進

①戦略的な研究開発の推進

i) 課題達成型の研究開発の推進

機構は、我が国が直面する重要な課題の達成に向けて、文部科学省が定めた、社会的・経済的ニーズを踏まえた戦略目標や文部科学省が策定した研究開発戦略、実社会の具体的な問題解決を目指した目標、といった戦略的な目標等の下、課題達成型の研究領域等（以下「領域」という。）を組織の枠を超えて時限的に設定し、科学技術イノベーションにつながる創造的な新技術の創出のための研究開発を推進する。具体的には、戦略目標の実現に資する創造的な新技術の創出に向けた基礎研究（以下「新技術シーズ創出研究」という。）、中長期にわたって温室効果ガスの削減を実践するための従来技術の延長線上にない新たな科学的・技術的知見に基づいた革新的技術の研究（以下「先端的低炭素化技術開発」という。）、社会を直接の対象として、自然科学と人文・社会科学の双方の知見を活用した、関与者との協働による研究開発（以下「社会技術研究開発」という。）をそれぞれ推進する。加えて、新技術シーズ創出研究の推進に当たっては、科学技術イノベーションを創出し、実用化を目指す観点から、基礎研究から研究成果の展開に至るまでを切れ目なく担うにふさわしい施策へ見直し、有望な成果について、イノベーション指向のマネジメントによって研究を加速・深化する。

[推進方法]

- ・機構は、文部科学省が示す戦略的な目標等に基づき、外部有識者・専門家の参画を得て、領域及びプログラムオフィサー等を選定する。なお、領域、プログラムオフィサー等の選定にあたっては、手順、選定の背景等の理由や経緯等をさらに具体的かつ詳細に公表するとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価を厳格に行い、透明性を確保する。
- ・機構は、プログラムオフィサー等の方針の下、研究者及び研究開発課題を選抜する。このために、自らの目利き能力を高め、優れた技術につながる先導的・独創的な研究構想を有する意欲ある研究者の発掘に努める。
- ・機構は、プログラムオフィサー等の運営方針の下、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発課題採択時に研究開発計画を精査する

とともに、研究開発の進捗に応じた研究開発計画の機動的な見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。

- ・先端的低炭素化技術開発については、研究開始から 10 年程度経過時点で実用化の見通しが得られるようにするため、研究進捗段階毎（1～3年）に行われる目標達成の見通しの評価（ステージゲート評価）において、研究開発の継続・拡充・中止などを決定する。なお、その取組を他事業においても参考にする。

[達成すべき成果]

- ・機構は、戦略的な目標等の達成状況に関する成果及びマネジメントを基準とした評価において、新技術シーズ創出研究については、中期目標期間中に事後評価を行う領域の7割以上、社会技術研究開発については、中期目標期間中に事後評価を行う領域の7割以上が目標の達成に資する十分な成果が得られたとの評価結果を得る。先端的低炭素化技術開発においては、外部有識者・専門家が評価を行う領域の7割以上で中長期的な温室効果ガスの排出削減に貢献することが期待できる革新的な技術の創出につながる研究成果が得られた、との評価が得られること。
- ・研究成果が展開され社会還元につながるよう働きかける。新技術シーズ創出研究において領域終了後1年を目途に、制度の趣旨を踏まえつつ研究成果の展開や社会還元につながる活動が行われたと認められる課題が7割以上、社会技術研究開発において課題終了後1年を目途に、社会において研究成果を活用・実装する主体との協働や成果の活用などの社会還元につながる活動が行われている課題が7割以上となること。
- ・機構は、研究成果がイノベーション創出に貢献すること及び国際的に高い水準にあることを目指す。その指標として、中期目標期間中の基礎研究における研究成果の展開・移行状況や論文被引用回数や国際的な科学賞の受賞数、招待講演数等の定量的指標を活用する。

ii) 国家課題対応型の研究開発の推進

機構は、iPS 細胞等を使った再生医療・創薬について、文部科学省が定めた基本方針の下、世界に先駆けて実用化するため、研究開発拠点を構築し、効果的・効率的に研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、文部科学省から示される基本方針を踏まえ、プログラムディレクターの運営方針の下、事業を運営する。
- ・機構は、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、iPS 細胞研究中核拠点、疾患・組織別実用化研究拠点及び研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、プログラムオフィサー等の運営方針の下、拠点及び研究開発課題について、iPS 細胞等を使った研究開発を実施する。
- ・機構は、拠点及び研究開発課題の特性や進捗状況などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・本事業は、平成 27 年度より、国立研究開発法人日本医療研究開発機構に移管する。

[達成すべき成果]

- ・機構は、iPS 細胞等を使った再生医療・創薬について世界に先駆けて実用化することを目的として、研究開発拠点を構築するとともに、効果的、かつ効率的な研究開発を実施することで、本中期目標期間中に評価を行う拠点及び研究開発課題について、iPS 細胞研究中核拠点及び疾患・組織別実用化研究拠点では中間評価の7割以上、疾患・組織別実用化研究拠点及び技術開発個別課題では事後評価の5割以上、再生医療の実現化ハイウェイの課題では中間評価の7割以上、疾患特異的 iPS 細胞を活用した難病研究の課題では中間評価の7割以上で、適切に研究開発が進捗し、評価を受けたフェーズにおいて期待される臨床応用に向けた十分な成果が得られたとの評価結果が得られること。
- ・研究開発終了課題について、プログラムにより定めた期間が経過した時点で、3割以上の疾患・組織別実用化研究拠点及び技術開発個別課題が、臨床応用の実現若しくは我が国の iPS 細胞関連産業の育成に繋がる適切なフェーズに至っていると判断されること。

②産学が連携した研究開発成果の展開

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術を基に、柔軟な運営により企業が単独では実施しづらい基盤的かつ挑戦的な研究開発を推進することで、科学技術イノベーション創出に貢献する。具体的には、大学等における有望な技術シーズの発掘から事業化に至るまでの研究開発段階や目的に応じた、最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発、機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組、事業化ノウハウを持った専門人材を活用したベンチャー企業の創出に資する研究開発等の推進、テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技術・機器の研究開発等を推進する。

また、機構の研究開発成果を実用化する事業を行うベンチャー企業の設立・増資に際して出資又は人的・技術的援助を実施する事業（以下「出資事業」という。）を行う。

[推進方法]

- ・機構は、プログラムディレクターの運営方針の下、大学等における新産業の芽となりうる技術シーズの探索とその実用化、産学の対話の場を活用した産業界における技術的な課題の解決に資する知見の創出、新産業の創出にむけた研究開発、機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組、事業化ノウハウを持った専門人材を活用したベンチャー企業の創出に資する研究開発等、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成支援、最先端かつ独創的な研究開発成果の創出に資する先端計測分析技

術・機器及びその周辺システムの開発等に努める。

- ・機構は、研究開発にあたっては、より基礎研究に近い段階も含め、マッチングファンド等研究開発段階に応じた民間企業負担を促進し、金融機関等とも連携しつつ、民間資源の積極的な活用を図る。
- ・機構は、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、実用化や事業化を見据えて、研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、プログラムオフィサーの運営方針の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、産学の対話に基づく、「共創の場」において、基礎研究の成果である知的財産権等を共有（プール）する仕組みを大学等と協力しつつ構築し、参加企業群における研究成果の活用を促進する。
- ・機構は、専門人材を配置し、既存の産学官金連携ネットワーク等と協力しつつ、地域の企業ニーズを戦略的に把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組を推進する。
- ・機構は、新規事業創出のノウハウを持つ民間の専門人材を事業プロモーターとして活用することで、市場に大きく展開する可能性を持つ大学等の技術シーズを効果的に選定するとともに、ベンチャー企業創出に向けた研究開発及び事業化活動を促進する。
- ・機構は、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域の優位性ある研究開発資源を活用するとともに、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を推進する。
- ・機構は、先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの開発、開発された機器の利用促進や実用化・企業化にあたり、文部科学省から示される基本方針を踏まえ、その効果的推進を図る。
- ・旧地域イノベーション創出総合支援事業については、継続分をもって終了し、プラザの施設の自治体等への移管等を進める。
- ・機構は、出資事業を行うに際し、各ベンチャー企業の事業計画を適切に評価し出資を行う。出資先企業における研究開発成果の実用化の進捗状況の把握や、適切な人的・技術的援助の実施により、当該企業の事業活動を通じてハイリスクではあるがポテンシャルを秘めた研究開発成果の実用化を促進する。機構は、出資先企業の経営状況を適切に把握し、出口戦略を見据えて本事業を行う。本事業の運営に当たっては、外部有識者等からなる委員会等の意見を聴取し、適切な業務運営を行う。
また、研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出を促進するため、関係機関との間の情報交換など連携協力を促進する。

[達成すべき成果]

- ・各プログラムの趣旨に沿って挑戦的な課題を採択しつつ、本中期計画中に評価を行う課題について、「最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発」及び「事業化ノウハウを持った専門人材を活用した、ベンチャー企業の創出に資する研究開発等」では事後

評価の 5 割以上、「産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発」及び「機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組」では事後評価の 6 割以上、「テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発」では中間評価の 7 割以上、「先端計測分析技術・機器の研究開発」では事後評価の 8 割 5 分以上の課題で、適切に研究開発が進捗し、実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られた、完成したプロトタイプ機が実用可能な段階である（「先端計測分析技術・機器の研究開発」の一部）との評価結果が得られること。

- ・各プログラムの研究開発終了課題について、プログラムにより定めた期間が経過した時点で、「最適な支援タイプの組み合わせによる中長期的な研究開発」、「機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組」、「事業化ノウハウを持った専門人材を活用した、ベンチャー企業の創出に資する研究開発等」、「産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発」、「テーマを設定した、コンソーシアム形式による大規模かつ長期的な研究開発」では 3 割以上（委託開発については、平成 14 年度以降の開発終了課題製品化率が全体の 2 割以上）、「先端計測分析技術・機器の研究開発」では 5 割以上の課題が、各プログラムで想定する適切なフェーズに至っている（他制度で実施、企業又は大学等独自にあるいは共同で実施、既に企業化、ベンチャー企業設立など）と判断されること。
- ・「機構が配置する専門人材が戦略的に地域の企業ニーズを把握し、地域の枠組みを越えて全国の大学等発シーズと結びつけ、共同研究から事業化に導く取組」については、機構が配置する専門人材の働きにより、地域企業ニーズの戦略的な把握及び大学等発シーズとの結びつけが効果的になされ、実用化に向けた共同研究及び事業化につながっていると外部有識者・専門家により評価されること。
- ・「成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づき、地域の優位性ある研究開発資源を、組織・分野を越えて統合的に運用するとともに、地域外の優れた資源も取り込んだ研究開発等を通じた地域発産学官連携プラットフォームの形成支援」では、成果の社会実装・地域産業の発展についてのビジョンに基づく研究開発等の推進により、組織・分野を超えたプラットフォーム形成が進展していると、客観的に有識者・専門家により評価されること。
- ・出資事業については、各ベンチャー事業の不確実性に鑑み、出資判断プロセス、出資先企業への人的・技術的援助等、本事業に係るマネジメントが全体として研究開発成果の実用化を促すために適切に機能しており、研究開発成果の実用化が進捗している、と外部有識者・専門家により評価されること。

なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び政府出資金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置されたことを認識し、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援する。また、平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された政府出資金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8

月2日閣議決定)の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置されたことを認識し、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援する。その際、ベンチャー企業に重点を置いて支援するとともに、文部科学省から優先的に支援すべき技術分野の提示があった場合には当該分野を中心に支援する。この際、あらかじめ、事業の目的、採択方針、審査方針等を定めた事業計画を策定し、適切な実施体制の下で計画的に実施する。また、当該計画の進捗状況を公表するとともに、定期的に文部科学省に報告し、文部科学省から改善を求められた場合には、これに適切に対応する。

③東日本大震災からの復興・再生への支援

東日本大震災からの復興に向けて、機構の知見や強みを最大限活用し、科学技術イノベーションの創出に貢献する。

(i) 被災地企業、関係行政機関等のニーズを踏まえた、大学等のシーズの育成、産業界に共通する技術的な課題の解決に資する研究開発を推進し、それらの成果を被災地企業に結びつけるマッチングを支援する。また、目利き人材を活用した大学等のシーズと被災地企業のニーズのマッチング及び産学共同研究を推進する。

また、被災地等における安全・安心を確保するため、(ii)放射線計測分析に係る先端計測分析技術・機器の研究開発を推進する。

[推進方法]

(i) 産学官連携による被災地科学技術イノベーション創出

- ・機構は、被災地企業、関係行政機関等のニーズ(以下「被災地ニーズ」という。)を収集するとともに、被災地の産業界における技術的な課題の把握に努める。
- ・機構は、被災地ニーズを踏まえた全国の大学等のシーズの育成や、東北産業界が望む特定テーマに関する技術的課題の解決のための基盤研究を推進するとともに、それらの研究成果を東北産業界に結びつけるためのマッチングを支援する。
- ・機構は、目利き人材を活用し、被災地ニーズ、特に被災地の中小企業を中心とする企業のニーズに適合する大学等研究機関の技術シーズについて実用化可能性の探索及び短期間での社会実装に向けた産学連携による研究開発を推進する。
- ・機構は、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、上記実用化可能性の探索の結果、実用化及び早期の社会実装に有望なものに関する産学の共同研究開発課題、被災地ニーズに適応する大学等のシーズの育成のための研究開発課題及び被災地の産業界における技術的な課題の解決に資する研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、プログラムオフィサーの運営方針の下、研究開発課題の段階や特性等に応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、産学共同研究の成果の短期間での社会実装に努める。その際、被災地企業の財務状況を考慮しつつ、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。
- ・機構は、事業の円滑な推進を図るため、被災地ニーズを踏まえた震災復興事業の運営を実

施するための事業体制を整え、被災地を中心とした自治体、大学、産業界との緊密な関係を形成して、意見交換を実施するとともに、その結果を事業運営方針に反映する。

(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発

- ・機構は、文部科学省から示される基本方針を踏まえ、プログラムオフィサーを選定し、外部有識者や専門家の参画を得つつ、被災地等における行政ニーズ、現地ニーズ等を見据えて、放射線計測分析技術・機器開発に係る研究開発課題を選抜する。
- ・機構は、プログラムディレクター、プログラムオフィサー等から構成される委員会の下、産学官が参画したチーム編成により研究開発を推進する。
- ・機構は、プログラムオフィサーの運営方針の下、研究開発課題の段階や特性などに応じた効果的な研究開発を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・機構は、研究開発にあたっては、マッチングファンドの導入等により民間資源の積極的な活用を図る。

[達成すべき成果]

- ・機構は、本中期目標期間中に実施された事後評価において、「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」では評価課題数の5割以上で、適切に研究開発が進捗し、被災地における新技術の実用化に向けた次の研究開発フェーズに進むための十分な成果が得られたとの評価結果が得られること。
- ・「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過した時点において、課題の3割以上で、各プログラムで想定する適切なフェーズに至っていると判断される（他制度で実施、企業又は大学等独自にあるいは共同で実施、既に企業化、ベンチャー企業設立など）こと。
- ・「(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発」で実施した課題のうち、本中期目標期間中に実施された課題の事後評価において、8割以上の課題で、適切に研究開発が進捗し十分な成果が得られた、または、プロトタイプ機が実用可能な段階であるとの評価結果が得られること。
- ・「(i) 産学官連携による被災地発科学技術イノベーション創出」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過した後に実施する課題の追跡調査において、参画した被災地企業、関係行政機関等にアンケートを実施し、回答の7割以上で、産学交流により得られた知見等が、被災地での企業活動の復興に寄与したとの回答を得る。
- ・「(ii) 放射線計測分析技術・機器の開発」で実施した課題の終了後、プログラムにより定めた期間が経過した後に実施する課題の追跡調査において、課題の7割以上で、プログラムで想定する適切なフェーズに至っていると判断される（開発されたプロトタイプ機、もしくはそれを基に企業化／製品化された機器が被災地等の現場や行政に利用され公開データが取得されているなど）こと。

④国際的な科学技術共同研究等の推進

機構は、文部科学省が戦略的に重要なものとして設定した相手国・地域及び研究分野におい

て、地球温暖化や大規模な自然災害などの地球規模課題の解決や、グリーンイノベーションやライフイノベーションなどの国際共通的な課題の達成、また我が国及び相手国の科学技術水準の向上に向けて、国の政策に基づき、国際的な枠組みの下共同研究等を実施する。政府開発援助（ODA）との連携によるアジア・アフリカ等の開発途上国との共同研究（以下「地球規模課題対応国際科学技術協力」という。）、政府間合意に基づく欧米等先進諸国や東アジア諸国等との共同研究（以下「戦略的国際共同研究」という。）、及び研究交流（以下「戦略的国際科学技術協力」という。）を推進し、課題達成型イノベーションの実現に向けた研究開発を加速する。また、これらの活動を通じて科学技術外交の強化に貢献する。

[推進方法]

- ・ 機構は、地球規模課題対応国際科学技術協力及び戦略的国際共同研究について、研究分野あるいは機構が設定する研究領域を統括し運営するプログラムオフィサーを選定した上で、国内の政府開発援助実施機関あるいは海外の研究費配分機関と連携して参画する研究者及び研究開発課題を選定する。
- ・ 機構は、共同研究について、プログラムオフィサーの運営方針の下、研究開発課題の特性や進展状況などに応じた効果的な研究を推進するため、研究開発の進捗に応じて研究開発計画を機動的に見直し、また研究開発費が有効に活用されるよう研究開発費の柔軟な配分を行う。
- ・ 機構は、戦略的国際科学技術協力については、海外の研究費配分機関と連携して参画する研究者及び研究開発課題を選定する。
- ・ 機構は、海外事務所等を拠点として、地球規模課題対応国際科学技術協力、戦略的国際共同研究及び戦略的国際科学技術協力等に係る情報の収集及び提供、並びに海外の関係機関との連携により、シンポジウム、ワークショップ等の開催や研究開発課題選定等に係る連絡調整を行う。

[達成すべき成果]

- ・ 中期目標期間中に、事後評価を行う課題について、地球規模課題対応国際科学技術協力と戦略的国際共同研究は 6 割以上、戦略的国際科学技術協力は 7 割以上において、各プログラムの目標の達成に資する十分な成果を得る。
- ・ 中期目標期間中に、地球規模課題対応国際科学技術協力の終了課題の 6 割以上において、社会実装に向けた次のフェーズへの展開（機構他事業、政府開発援助実施機関の他事業、国際機関の事業、企業での開発等への発展）が図られることを目指す。

⑤ 研究開発法人を中核としたイノベーションハブの構築

機構は、研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えて国内外の人材を糾合する場（イノベーションハブ）を構築するため、研究開発法人の飛躍性ある優れた取組を支援する。

[推進方法]

- ・ 機構は、研究開発法人の運営費交付金等による独自資金と、研究開発成果の最大化（飛躍）

に向けて支援を行う機構の資金をマッチングさせ、クロスアポイントメント制度等を活用して、国内外の大学、産業界等の人材が糾合する場の形成を促進する。

- ・機構は、支援を行う研究開発法人を選定し、研究開発法人の計画や状況に応じて必要な支援内容と経費を精査した上で、ファンディングや技術の調査・分析等の支援を効果的に実施する。また、各研究開発法人の計画の進捗に応じて支援計画を機動的に見直し、支援経費を再配分する等柔軟な運営を行う。

[達成すべき成果]

- ・機構が支援した研究開発法人について、中間評価の6割以上の拠点で、イノベーション創出に資する取組が適切に進捗していると評価されること。
- ・大学、産業界等の人材を糾合するためのしくみの整備・運用が、支援を行った研究開発法人の全てで実施されていること。

⑥知的財産の活用支援

機構は、大学等における基礎研究により生み出された新技術の実用化を促進するため、大学等の研究成果の特許化を支援するとともに、我が国の知的財産戦略、市場動向やライセンスのための交渉力を踏まえた強い特許群の形成やこれらの特許・特許群を基礎とした産学マッチングの「場」の提供などを通じた知的財産の活用を促進する。

[推進方法]

- ・機構は、大学等の研究成果について、特許化を支援する。特に海外への出願が重要と認められるものを選定し、海外特許出願を支援する。さらに、金融機関等との連携により企業ニーズに留意しつつ、我が国の知的財産戦略上、国際的に重要なテーマについては、核となる特許を中心とした特許群の形成を支援する。
- ・機構は、大学等が保有する未利用特許の企業等における活用を加速するため、外部機関と連携しつつ、特許情報の収集、共有化、分析、提供を戦略的に実施し、活用が有望な特許に対しては価値向上のための支援を行う。
- ・機構は、機構が実施する戦略的な基礎研究や大学等の優れた研究成果を、迅速かつ効果的に産業界に繋げるために、産学マッチングの「場」の提供等を実施する。また、企業化に取り組む企業を探索し、特許をはじめとする知的財産権のあっせん・実施許諾を行う。さらに、技術移転促進のための相談、研修を行う。

[達成すべき成果]

- ・外国特許出願支援において支援した発明の特許になった割合が8割を上回る。
- ・特許化支援事業の利用者に対しアンケート調査を行い、機構の発明に対する目利き（調査・評価・助言・相談等）が的確であるという回答を9割以上得る。
- ・機構は、自らあっせん・実施許諾を行った契約の対象特許件数について、平均年間200件以上を目指す。
- ・マッチングの「場」等の実施について、制度利用者や参加者にアンケート調査を行い、各々

の技術移転活動に有効であったとの回答を8割以上得ることを目指すとともに、実施後3年が経過した段階でのアンケート調査において産と学のマッチング率を2割5分以上とすることを旨とする。

⑦革新的新技術研究開発の推進

(革新的新技術研究開発業務)

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を集中的に推進するため、国から交付される補助金により基金を設け、総合科学技術会議が策定する方針の下、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指し、革新的な新技術の創出に係る研究開発を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、プログラム・マネージャーの採用に関する総合科学技術会議の決定を踏まえて、プログラム・マネージャーを雇用するとともに、プログラム・マネージャーの活動を支援する体制を構築する。
- ・総合科学技術会議が策定する方針に基づき、プログラム・マネージャーの推進する研究開発を、以下の方法により行う。
 - (a) 研究開発機関の決定
 - (b) 必要な研究開発費の配分
 - (c) 各研究開発機関との間の委託契約締結
 - (d) 必要に応じた研究開発の加速、減速、中止、方向転換等の柔軟な実施
 - (e) 革新的新技術研究開発業務に関する報告

[達成すべき成果]

- ・革新的な新技術の創出に係る研究開発を行い、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらす科学技術イノベーションの創出を目指す。

(2) 科学技術イノベーション創出のための科学技術基盤の形成

①知識インフラの構築

a. 科学技術情報の流通・連携・活用の促進

機構は、科学技術イノベーションの創出に寄与するため、我が国の研究開発活動を支える科学技術情報基盤として、利用者が必要とする科学技術情報の効果的な活用と国内学協会等による研究成果の国内外に向けた発信が促進される環境を構築し、科学技術情報の流通を促進する。科学技術情報流通の促進にあたっては、科学技術情報を政策立案や経営戦略策定などにおける意思決定に資する形で提供するため、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析することが可能なシステムを構築し、展開する。また、組織や分野の枠を越えた人的ネットワークの構築を促進するため、研究者及び技術者等に関する情報を幅広く活用できる環境を構築する。

なお、これらの取組を効果的かつ効率的に進めるため、科学技術情報をもつ産学官の機関と

の連携を進めるとともに、常に利用者ニーズを把握し、利用者視点にたつてシステムの利便性向上を図る。

[推進方法]

- ・機構は、科学技術情報の流通を促進するため、我が国の研究者、研究成果（文献書誌、特許）、科学技術用語等の研究開発活動に係る基本的な情報及びその所在を示す情報を体系的に収集・整備し、提供する。
- ・機構は、国内学協会の発信力強化と、研究成果の国内外に向けた幅広い流通を促進するため、国内学協会による電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームの提供を行う。また、国内関係機関と連携して、国内科学技術関係資料の電子化を推進する。
- ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、科学技術情報に係るデジタル情報資源のネットワーク化、データの標準化、情報を関連付ける機能の強化及び知識抽出の自動化を推進し、機構内外の科学技術情報を統合して検索・抽出し分析可能なシステムを構築し、展開する。
- ・機構は、他の機関との連携を図りつつ、研究者及び技術者等に関する情報並びに当該研究者及び技術者等の研究開発課題・成果の情報を提供し、組織や分野の枠を越えた研究者及び技術者等相互の研究動向把握や意思疎通が可能となる人的ネットワーク構築を促進する。
- ・科学技術文献情報提供事業については、「独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針」に基づき、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施することにより、民間の創意工夫を活かして情報のより高度な利用を促進する。また、民間事業者によるサービスの実施にあたっては、機構と民間事業者の連携会議を設置し、業務の確実な実行や改善を促す。

[達成すべき成果]

- ・収集した資料に掲載された論文等の書誌情報を毎年度 130 万件整備し、機構が整備提供するデータベースへ登載する。またデータベースの利用件数（研究者、研究成果等の詳細情報の表示件数）について中期目標期間中の累計で 17,000 万件以上とすることを旨とする。
- ・電子ジャーナル出版のための共通プラットフォームについて、中期目標期間中に 450 誌以上の新規学協会誌の参加を得る。また登載論文のダウンロード件数について、中期目標期間中の累計で 12,500 万件以上とすることを旨とする。
- ・他の機関・サービスとの連携実績を前年度よりも向上させる。
- ・本事業で提供するサービスの利用者に対して調査を行い、回答者の 8 割以上から有用であるとの肯定的な回答を得る。
- ・科学技術文献情報提供事業の民間事業者への移行を確実に実施する。

b. ライフサイエンスデータベース統合の推進

機構は、基礎研究や産業応用につながる研究開発を含むライフサイエンス研究開発全体の活性化に貢献するため、国が示す方針の下、各研究機関等におけるライフサイエンス研究の成果が広く研究者コミュニティに共有され、活用されるよう、各研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野のデータベースの統合に必要な研究開発を実施し、ライフサイエンス分野のデータベースの統合を推進する。

[推進方法]

- ・機構は、ライフサイエンス分野のデータベースの統合の方法、手順、必要な要素技術などを調査・検討し、データベース統合に向けた戦略（以下「統合戦略」という。）を企画・立案する。
- ・機構は、データベース統合検索技術、大規模データの活用技術、データベース解析統合利用環境の整備など、データベース統合化の実現に向けて基盤となる技術の研究開発を実施するとともに、分野ごとのデータベース統合化を進める。
- ・機構は、統合戦略に基づき、研究開発の結果得られた基盤技術を活用しつつ、データベースの統合を推進し、統合システム及び公開のためのインターフェースとしてのポータルサイトを構築し、公開するとともに、統合システムの拡充・維持管理等を行う。

[達成すべき成果]

- ・国の示す方針に則り、外部有識者や専門家による本事業の評価において、
 - ・研究開発による成果について、ライフサイエンス分野のデータベースの統合に資する成果が得られている。
 - ・ライフサイエンスデータベース関連府省との連携、データ拡充及び利用状況などについて、データベース活用事例を参考としつつ、公開データ数や連携の進展に基づいた評価により、ライフサイエンス研究開発全体の活性化に資する十分な成果が得られている。
- との評価結果を得る。

②科学技術イノベーションを支える人材インフラの構築

a. 次世代の科学技術を担う人材の育成

科学技術イノベーション政策を強力に推進していくためには、次世代の科学技術を担う人材の育成を継続的・体系的に行う必要がある。そのため、優れた素質を持つ児童生徒等を発掘し、その才能を伸ばすことを目指し、先進的な理数系教育を実施する高等学校等の支援をはじめとして、将来の科学技術人材育成に向けた基盤を整備するとともに、学校現場における児童生徒の理数系科目への関心・学習意欲や能力を高める取組を促進するため、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。

[推進方法]

- ・我が国の科学技術に関する学習の現状の把握及び効果的な学習方法の検討を行い公表するとともに、プログラムで得られた効果の検証、課題の把握、及び改善に向けた検証を行い、各プログラムが相互に関連するよう配慮し、効果的かつ効率的に事業を推進する。
- ・文部科学省がスーパーサイエンスハイスクールに指定した高等学校等や当該高等学校等を所管する教育委員会等と連携を図りつつ、円滑かつ迅速に指定校における先進的な科学技術・理数系科目の学習の取組を支援する。
- ・国際科学オリンピック等の国内大会開催及び国際大会への派遣等に対する支援や「科学の甲子園」等の開催により、全国の科学好きな生徒等の研鑽・活躍の場を構築するとともに、大学や研究機関等が行う人材育成や中学校、高等学校等と大学が連携して行う人材育成を

支援することによる課題解決型・体験型の次世代人材育成活動を行う。また、大学や研究機関等が行う人材育成に関し、高校生等を対象とした国際的な科学技術人材を育成する取組を併せて実施する。これらにより、将来の科学技術人材の育成に向けた基盤を整備する。

- ・理数系教育について優れた能力を有する教員の養成及び地域の中核となる教員の育成の支援や、最先端科学技術の成果を活用した理科教材の整備等を行い、理数系教育を担う教員の指導力向上を支援する。なお、理科支援員配置については、平成 24 年度末までに廃止する。

[達成すべき成果]

- ・取組に参加した児童生徒等に対してアンケート調査を実施し、6割以上から、科学技術に関する学習意欲が向上したとの肯定的な回答を得る。
- ・取組に参加した児童生徒等に対してアンケート調査を実施し、5割以上から、科学技術を必要とする職業に就きたいと思うようになったとの肯定的な回答を得る。
- ・機構が実施または支援する国内の科学技術コンテストへの参加者総数を、中期目標期間中に延べ 80,000 名以上とする。
- ・国際的な科学技術人材の育成を目指す取組により、将来、理数分野において、国際的に活躍しうる人材を輩出する。それに向けて、取組に参加した生徒の、外国語での論文発表・研究発表件数、および国際科学競技会等の本選への出場件数を、参加生徒数の 4%以上とする。
- ・科学技術教育能力の向上を目指す取組において、参加（利用）した教員に対してアンケート調査を実施し、8割以上から、日々の教育活動の中で活かすことができる成果を得たとの肯定的な回答を得る。また、前年度プログラムを修了した教員に対してアンケート調査を実施し、6割以上から、プログラムの成果をその後の活動において活用できているとの肯定的な回答を得る。
- ・事業関係者に対してアンケート調査を実施し、8割以上から、当初計画していた目的を達成することができたとの肯定的な回答を得る。また、スーパーサイエンスハイスクール支援について、8割以上から、取組を実践する上で有効な支援が得られたとの肯定的な回答を得る。

b. 科学技術イノベーションに関与する人材の支援

機構は、博士課程の学生、博士研究員、研究者及び技術者等の高度人材（以下「高度人材」という。）の活躍の場の拡大を促進するため、産学官連携の下、キャリア開発に資する情報の提供及び能力開発に資する情報の提供等を行う。

重

[推進方法]

- ・高度人材に対して、人材育成などの事業により蓄積した情報・ノウハウも活用し、研究者等の求人・求職情報や科学技術分野の自習教材などのキャリア開発に資する情報等を提供するポータルサイトを構築する。また、常にサービスの効果の把握に努め、利便性の向上を図る。
- ・知識インフラの構築により整備された研究者及び技術者等に関する情報も活用しつつ、産

学官におけるキャリア開発支援の取組との連携を推進し、上記の仕組みの活用を図ることにより、高度人材と大学や企業等の交流を促進する。

[達成すべき成果]

- ・他の機関との連携実績を前年度よりも向上させる。
- ・本事業で提供するサービスの利用者に対して調査を行い、回答者の8割以上から有用であるとの肯定的な回答を得る。
- ・研究人材情報を提供するデータベースのサービスについて、中期目標期間終了時までにご利用登録者数を70,000名以上に増加させる。

c. 海外との人材交流基盤の構築

- i) 外国人研究者が我が国で研究活動を行うに当たり、住環境が障害とならないように外国人研究者に宿舎を提供する。
- ii) 海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の将来の獲得に資するため、科学技術分野でのアジアとの青少年交流を促進する。

[推進方法]

i) 外国人研究者宿舎の提供

- ・外国人研究者用の宿舎を運営することにより、外国人研究者が研究に専念できる環境を整備・提供する。
- ・機構は、委託先である運営業者が、契約に基づき、適切に外国人研究者宿舎を運営し、各種生活支援サービスを提供しているか、常に把握し、必要に応じ改善されるよう努める。

ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進

- ・機構は、アジアの特に優秀な青少年を対象に、サイエンス交流を実施するために日本に短期間招へいする。招へいした青少年に対し、大学等の研究機関での最先端研究に触れる機会を提供するとともに、トップクラス研究者との対話、同世代日本人青少年との意見交換を行う等の交流事業を推進する。そのために、機構は各国の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等と連携して、アジアのトップクラスの大学・高校等から特に優秀な青少年を選抜するスキームを構築するとともに、日本の大学等の研究機関や企業と連携して、これらの青少年を受け入れるための方策を講じる。
- ・機構は、アジア青少年の、我が国の科学技術への理解増進を図るため、他機関の国際交流プログラムとも有機的に連携し、科学技術交流のためのコンテンツメニューを用意し、これらのコンテンツを、他機関の国際交流プログラムにより来日するアジアの青少年に対して提供する。

[達成すべき成果]

i) 外国人研究者宿舎の提供

- ・外国人研究者宿舎の入居率を8割以上とする。

ii) 科学技術分野におけるアジアとの青少年交流の促進

- ・本事業により、機構としてアジアから毎年約2000人の青少年を招へいし、科学技術交流を

実施する。

- ・本事業により、他機関が実施する国際交流プログラムにより来日するアジアの青少年のうち毎年約 3000 人に対し、科学技術の理解増進に資するよう、科学技術交流コンテンツを提供する。なお、同プログラムの進捗状況により、提供する人数は変わりうることに留意する。
- ・本プログラムに参加した青少年に対して、アンケート調査を実施し、7割以上から、本プログラムの参加により、日本の科学技術に対する印象について、肯定的な回答を得る。
- ・特に機構が招へいして本プログラムに参加した青少年に対して、アンケート調査を実施し、7割以上から、将来の日本への留学、就職または日本での研究に関心がある等の肯定的な回答を得る。
- ・アジアの各国の科学技術・教育関連の省庁や公的機関等と連携し、招へいする青少年の選抜スキームが、特に優秀な者を選抜できるスキームとなるよう、効果的に実施する。また、帰国後も招へい者が日本の科学技術に対して高い関心を持続するよう、関係する機関とも連携して、取組を継続する。

d. プログラム・マネージャーの育成

イノベーション指向の研究の企画・遂行・管理等を担うプログラム・マネージャーを育成し、その専門職化やキャリアパスの確立を目指し、実践的な育成プログラムを構築する。

[推進方法]

- ・イノベーションの可能性に富んだ研究開発プロジェクトの企画・遂行・管理等を担う人材であるプログラム・マネージャー（PM）を育成するため、必要な知識・スキルを習得し、自らがPMとしてマネジメントするプロジェクトの企画・提案までを実習として行う、実践的な育成プログラムを実施する。

[達成すべき成果]

- ・プログラム・マネージャーの育成に有効となる、実践的な育成プログラムを提供し、本中期目標期間中 40 名程度を受け入れるとともに、所定の研修終了後、機構が推進する事業のPMとなり得る人材を受入れ年度ごとに5名以上育成する。

e. 公正な研究活動の推進

競争的資金等の研究資金を通じ、多くの研究成果が創出される一方で、研究活動における不正行為への対応も求められている。これに対し、公正な研究活動を推進するため、各研究機関において研究倫理教育が着実に行われるよう、文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、支援を行うとともに、機構の事業に応募する研究者に、研究倫理教育の履修を確認する。

[推進方法]

- ・文部科学省や他の公的研究資金配分機関と連携し、研究倫理教育に関する研修会やシンポジウムの実施等を行う。
- ・機構の事業の公募時に、研究倫理教育を履修していることの要件化を行う。

[達成すべき成果]

- ・文部科学省や他の公的研究資金配分機関との情報共有などを行い、連携体制を構築する。
- ・機構の事業に参画する研究者が、機構の指定する研究倫理に関する e ラーニング教材において、修了試験の正答率を 8 割以上取得すること。

③コミュニケーションインフラの構築

我が国の科学技術政策について国民の理解と信頼を得るとともに、国民の科学技術リテラシーの向上を図るためには、双方向の科学技術コミュニケーション活動を一層推進する必要がある。機構は、地域や年齢等を問わず、国民全体に対する科学技術コミュニケーション活動を活性化するため、リスクコミュニケーションを含む多様な科学技術コミュニケーションを推進するとともに、コミュニケーションの場を作り出すことによって、科学技術コミュニケーションの基盤（インフラ）を構築する。

[推進方法]

- ・支援・実践などの活動を通して、科学技術コミュニケーション手法の調査・研究（リスクコミュニケーションなど政策的に進めるべき課題を含む。）を進め、調査・研究と支援・実践の活動を総合的に推進する。
- ・アウトリーチ活動を行う研究者など科学技術コミュニケーション活動の実施者の支援をするとともに、多様・広範な主体が参画する科学技術コミュニケーション活動のネットワークを構築するための支援を行う。
- ・日本科学未来館の運営を通して、国民と研究者等との間の双方向の科学技術コミュニケーション活動の場を提供するとともに、実践的な科学技術コミュニケーション人材の養成や展示手法の開発、全国の学校や国内外の科学館等との連携活動を実施する。
- ・インターネット等を活用して、科学技術に関する番組を提供するサイエンスチャンネル、科学技術に関する情報への入り口であるサイエンスポータル等を統合的に運営する。また、サイエンスアゴラの開催等を通じて幅広い層を対象に科学技術への興味・関心や理解の向上を図る。

[達成すべき成果]

- ・機構が有する科学技術に関するポータルサイトのアクセス数を中期目標期間中に総計 15,000 万ページビュー以上とすることを目指す。
- ・機構が実施・運営する科学技術コミュニケーションの場への参加者数を、中期目標期間中に総計 725 万人以上とする。
- ・養成している科学コミュニケーターに対する調査において、8 割以上から科学コミュニケーターに必要な資質・能力を計画的に修得できているとの回答を得る。
- ・輩出された科学コミュニケーターに対する調査において、6 割以上から修得した能力等を科学技術コミュニケーション活動に活用しているとの回答を得る。
- ・機構が支援・実施した科学技術コミュニケーション活動の参加者等に対する調査を行い、8 割以上から「科学技術に対して興味・関心や理解が深まった」又は「このような活動にまた参加したい」若しくは「知人に参加を勧めたい」との肯定的な回答を得る。
- ・外部有識者・専門家による中期目標期間中の評価において、課題採択プログラムにおいて

は支援課題中 7 割以上の課題が、その他の事業については事業評価の結果が、「支援・実施した科学技術コミュニケーション活動は、事業の目的に照らして十分な成果を上げた」との評価を得る。

3. その他行政等のために必要な業務

① 関係行政機関からの受託等による事業の推進

我が国の科学技術の振興に貢献するため、関係行政機関からの受託等について、その事業目的の達成に資するよう、機構の持つ専門的能力を活用し、実施する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 組織の編成及び運営

- ・理事長のリーダーシップにより、中期目標を達成するため、組織編成と資源配分について機動的・弾力的に運営を行い、業務の効率化を推進する。
- ・中期目標の達成を阻害する課題（リスク）を把握し、組織として取り組むべき重要なリスクの把握と対応を行う。
- ・法令遵守等、内部統制体制の実効性を高めるため、日頃より職員の意識醸成を行う等の取組や対応を継続する。
- ・内部監査や監事監査等を効果的に活用しつつ、モニタリング等を充実させる。

2. 業務の合理化・効率化

- ・管理的経費の節減及び以下の事項を含む業務の効率化を進め、公租公課を除き、一般管理費については、5年間で15%以上を削減する。また、科学技術文献情報提供事業以外の業務に係る業務経費（競争的資金を除く）については、5年間で5%以上の効率化を図る。競争的資金については、研究開発課題の適切な評価、制度の不断の見直しや業務運営に係る事務管理経費の効率化を行うとともに、その効果を具体的に明確にする。なお、社会の要請に基づき、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図る。
- ・パリ事務所については、平成26年度に、他の研究開発法人との間で共用を開始する。
- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、調達案件については原則一般競争によるものとし、随意契約による場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。
- ・経費節減や費用対効果の観点から、研究開発の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
- ・関連公益法人については、機構と当該法人との関係を具体的に明らかにするなど、一層の透明性を確保する。
- ・情報化統括責任者（CIO）の指揮の下、業務プロセス全般について不断の見直しを行い、業務・システムに係る最適化の推進、調達についての精査、人材の全体的なレベルアップを図るための職員研修の検討・実施を行う。

- ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- ・本部（埼玉県川口市）や東京都練馬区及び茨城県つくば市の2か所に設置している情報資料館や職員宿舎について、保有の必要性、分散設置の精査及びそれを踏まえた見直しを行う。なお、精査にあたっては、移転等のトータルコスト等も踏まえる。
- ・戦略的な方針の下、技術移転活動を推進し保有特許の有効活用の促進に努めるとともに、将来の知的財産の活用の可能性及びその困難性を考慮しつつ、出願や審査請求等の際の必要性の検討の厳格化や長期間未利用となっている特許の再評価による削減を計画的かつ継続的に行うことにより、研究成果の活用促進及び管理の適正化を一層推進する。
- ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

3. 財務内容の改善

- ・日本科学未来館においては入館料収入、施設使用料等自己収入の拡大を図るための取組を行う。
- ・科学技術文献情報提供事業については、平成 24 年度中に開始される民間事業者によるサービスの実施に当たり、着実な収入見込みを踏まえた経営改善計画を策定し、累積欠損金の縮減を計画的に実施する。
- ・毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

IV 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は 263 億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。

IV.2. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・上野事務所及び池袋宿舎については、独立行政法人通則法に則して平成 24 年度以降に現物により国庫納付する。
- ・与野宿舎については、独立行政法人通則法に則して平成 24 年度以降に国庫納付する。
- ・JST イノベーションプラザについては、自治体等への移管等を進める。譲渡によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成 24 年度以降に国庫納付する。
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立に伴い、同機構に移管する医療分野の研究開発課題に係る資産については、同機構への移管を進める。譲渡によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成 27 年度以降に国庫納付する。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

機構の実施する業務の充実、所有施設の改修、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。

ただし、出資事業から生じた剰余金は、同事業に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

- ・機構の実施する業務を効果的・効率的に推進するため整備・更新する施設・設備は次の通りである。

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財源
JST 本部等の改修等	867	施設整備費補助金
iPS細胞等を用いた再生医療を実現するための基盤整備事業の研究設備	12,866	設備整備費補助金
科学技術情報の流通力強化のための科学技術情報基盤システムの設備	1,800	設備整備費補助金
戦略的創造研究推進事業の研究設備	1,330	設備整備費補助金
研究人材キャリア情報活用支援システムの設備	120	設備整備費補助金
研究成果展開事業の研究設備	469	設備整備費補助金
日本科学未来館の改修等	517	設備整備費補助金

2. 人事に関する計画

(1) 人材配置

- ・職員の業績等の人事評価を定期的実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映する。

(2) 人材育成

- ・業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度を適切に運用する。

(3) 計画的合理化

- ・科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施、地域イノベーション創出

総合支援事業の廃止及びイノベーションプラザ等の廃止並びに研究員の雇用形態を機構の直接雇用から大学や研究機関等への委託に順次変更していることによる管理部門等の関係部門の業務の縮小等に伴う、職員の計画的合理化を行う。

3. 中期目標期間を超える債務負担

- ・中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。

4. 積立金の使途

- ・前期中期目標期間中の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人科学技術振興機構法に定める業務の財源に充てる。

(別紙)

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（中期計画の予算）

平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月 予算

(総計)

区別	金額（単位：百万円）
収入	
運営費交付金	534,815
施設整備費補助金	867
設備整備費補助金	17,103
革新的研究開発基金補助金	55,000
政府出資金	40,000
自己収入	28,880
繰越金	1,233
受託等収入	6,735
計	684,633
支出	
一般管理費	8,266
物件費	5,300
公租公課	2,966
業務経費	541,130
東日本大震災復興業務経費	20,536
人件費	67,625
施設整備費	867
設備整備費	17,103
受託等経費	6,735
計	662,262

[人件費の見積もり]

- ・ 中期目標期間中に支出する人件費の見積りは、67,625 百万円である。
- ・ 上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成 23 年 6 月 3 日閣議決定）及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）を踏まえ、機構が行った役職員の給与の見直しを反映している。

[注釈 1] 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{(C(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\text{係数}) + T(y)\} + \{R(y) \times \alpha 2 (\text{係数})\} + P(y) + \varepsilon(y) - B(y) \times \lambda (\text{係数})$$

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \text{ (係数)} \times \gamma \text{ (係数)}$$

$$C(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)} + T(y)$$

$$B(y) = B(y-1) \times \delta \text{ (係数)}$$

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma \text{ (係数)}$$

各経費及び各係数値については、以下の通り。

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。

B(y-1) は直前の事業年度における B(y)。

C(y) : 当該事業年度における一般管理費（特殊経費を除く）。

C(y-1) は直前の事業年度における C(y)。

E(y) : 当該事業年度における一般管理費中の物件費（公租公課を除く）。

E(y-1) は直前の事業年度における E(y)。

P(y) : 当該事業年度における人件費（退職手当を含む）。

P(y-1) は直前の事業年度における P(y)。

R(y) : 当該事業年度における業務経費中の物件費（特殊経費を除く）。

R(y-1) は直前の事業年度における R(y)。

T(y) : 当該事業年度における公租公課。

ε (y) : 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施

（例：競争的資金推進制度）、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

$\alpha 1$: 一般管理費効率化係数。中期目標に記載されている一般管理費に関する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 2$: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当

該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。

- ・ 運営費交付金の見積りについて、競争的資金推進制度については、第4期科学技術基本計画を踏まえて当該事業年度における具体的な額を決定するが、ここでは、各年度において便宜的に平成24年度予算額の値を用いている。また、 $\alpha 2$ （事業効率化係数）を各事業年度平均1.02%の縮減（平成23年度予算額を基準額として中期計画期間中に5%縮減。ただし、東日本大震災復興業務経費は、平成24年度予算額を基準額として中期計画期間中に5%縮減。）、 $\alpha 1$ （一般管理効率化係数）を各事業年度平均3.20%（平成23年度予算額を基準額として中期計画期間中に15%縮減）の縮減とし、 λ （収入調整係数）を一律1として試算。
- ・ 事業経費中の物件費については、 β （消費者物価指数）は変動がないもの（±0%）とし、 γ （業務政策係数）は一律1として試算。
- ・ 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は変動がないもの（±0%）とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・ 自己収入の見積りについては、開発費回収金については、回収計画を踏まえ、それ以外については、変動がないもの（±0%）として δ （自己収入政策係数）を置き試算。
- ・ 受託収入の見積りについては、過去の実績を勘案し、一律据え置きとして試算。

[注釈2] 運営費交付金には、平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算が含まれている。

[注釈3] 政府出資金は、平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」及び平成28年度補正予算（第2号）により「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算である。

[注釈4] 設備整備費補助金は、以下の設備の整備に係る予算である。

- ・ 平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置された、iPS細胞等を用いた再生医療を実現するための基盤整備事業の研究設備等の整備に係る予算が含まれている。
- ・ 平成25年度補正予算（第1号）により「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」の

ために措置された、イノベーション創出に向けた科学技術研究開発の加速、国立大学等における最先端研究基盤の整備に係る予算

- ・平成26年度補正予算（第1号）により「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）の「現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援」及び「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置された、革新的エネルギー技術の研究開発加速のための設備の整備・日本科学未来館の設備の整備に係る予算

[注釈5] 施設整備費補助金には、以下の施設の整備の予算が含まれている。

- ・平成25年度補正予算(第1号)により「好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定）の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」のために措置された、イノベーション創出に向けた科学技術研究開発の加速、国立大学等における最先端研究基盤の整備に係る予算
- ・平成26年度補正予算（第1号）により「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）の「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・平成27年度補正予算(第1号)により「災害復旧・防災減災事業」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算

[注釈6] 革新的研究開発基金補助金は、平成25年度補正予算（第1号）により「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日閣議決定）の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」のために措置された、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）に係る予算である。

[注釈7] 運営費交付金収入及び人件費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

[注釈8] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
運営費交付金	534,815
施設整備費補助金	867
設備整備費補助金	17,103
政府出資金	40,000
自己収入	16,801
受託等収入	6,735
計	616,321
支出	
一般管理費	7,594
物件費	4,790
公租公課	2,804
業務経費	498,403
東日本大震災復興業務経費	20,536
人件費	65,083
施設整備費	867
設備整備費	17,103
受託等経費	6,735
計	616,321

[注釈1] 運営費交付金の算定ルール

運営費交付金の算定式は（総計）[注釈1]を参照。

[注釈2] 運営費交付金には、平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算が含まれている。

[注釈3] 政府出資金は、平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の「民間投資の喚起による成長力強化」及び平成28年度補正予算（第2号）により「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）の「生産性向上へ向けた取組の加速」のために措置された、企業等が行う、大学等の優れた研究成果の企業化の加速を支援するための事業に係る予算である。

[注釈4] 設備整備費補助金は、以下の設備の整備に係る予算である。

・平成24年度補正予算（第1号）により「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平

成25年1月11日閣議決定)の「民間投資の喚起による成長力強化」のために措置された、iPS細胞等を用いた再生医療を実現するための基盤整備事業の研究設備等の整備に係る予算が含まれている。

- ・平成25年度補正予算(第1号)により「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」のために措置された、イノベーション創出に向けた科学技術研究開発の加速、国立大学等における最先端研究基盤の整備に係る予算
- ・平成26年度補正予算(第1号)により「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)の「現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援」及び「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置された、革新的エネルギー技術の研究開発加速のための設備の整備・日本科学未来館の設備の整備に係る予算

[注釈5] 施設整備費補助金には、以下の施設の整備の予算が含まれている。

- ・平成25年度補正予算(第1号)により「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」のために措置された、イノベーション創出に向けた科学技術研究開発の加速、国立大学等における最先端研究基盤の整備に係る予算
- ・平成26年度補正予算(第1号)により「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)の「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」のために措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算
- ・平成27年度補正予算(第1号)により「災害復旧・防災減災事業」として措置された、日本科学未来館の施設の整備に係る予算

[注釈6] 運営費交付金収入及び人件費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

[注釈7] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
自己収入	12,050
繰越金	1,233
計	13,283
支出	
一般管理費	352
物件費	232
公租公課	120
業務経費	10,482
人件費	899
計	11,734

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
収入	
革新的研究開発基金補助金	55,000
自己収入	29
計	55,029
支出	
一般管理費	320
物件費	278
公租公課	42
業務経費	32,245
人件費	1,642
計	34,208

[注釈1] 革新的研究開発基金補助金は、平成25年度補正予算(第1号)により「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の「競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等」のために措置された、革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)に係る予算である。

[注釈2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月 収支計画

(総計)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	595,889
經常費用	585,957
一般管理費	8,123
物件費	5,056
公租公課	3,067
業務経費	445,807
東日本大震災復興業務経費	20,536
人件費	67,625
施設整備費	16
受託等経費	6,735
減価償却費	37,114
財務費用	1
臨時損失	9,931
収益の部	597,036
運営費交付金収益	497,075
施設費収益	16
革新的研究開発基金補助金収益	33,265
業務収入	15,199
その他の収入	2,747
受託等収入	6,735
資産見返運営費交付金戻入	18,204
資産見返施設費戻入	3
資産見返補助金等戻入	13,850
資産見返寄付金戻入	12
臨時利益	9,931
純利益	1,147
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2
目的積立金取崩額	0
総利益	1,149

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	5 5 1, 3 4 9
經常費用	5 4 1, 4 1 8
一般管理費	7, 3 7 4
物件費	4, 5 7 0
公租公課	2, 8 0 4
業務経費	4 1 0, 1 0 4
東日本大震災復興業務経費	2 0, 5 3 6
人件費	6 5, 0 8 3
施設整備費	1 6
受託等経費	6, 7 3 5
減価償却費	3 1, 5 6 9
財務費用	1
臨時損失	9, 9 3 1
収益の部	5 5 1, 3 4 8
運営費交付金収益	4 9 7, 0 7 5
施設費収益	1 6
業務収入	4, 0 3 0
その他の収入	1, 8 5 4
受託等収入	6, 7 3 5
資産見返運営費交付金戻入	1 8, 2 0 4
資産見返施設費戻入	3
資産見返補助金等戻入	1 3, 4 8 9
資産見返寄付金戻入	1 2
臨時利益	9, 9 3 1
純損失	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2
目的積立金取崩額	0
総利益	1

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	10,884
經常費用	10,884
一般管理費	453
物件費	232
公租公課	221
業務経費	4,347
人件費	899
減価償却費	5,184
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	12,032
業務収入	11,169
その他の収入	863
臨時利益	0
純利益	1,149
目的積立金取崩額	0
総利益	1,149

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
費用の部	33,656
經常費用	33,656
一般管理費	297
物件費	255
公租公課	42
業務経費	31,356
人件費	1,642
減価償却費	361
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	33,656
革新的研究開発基金補助金収益	33,265
その他の収入	29
資産見返補助金等戻入	361
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成24年4月～平成29年3月 資金計画

(総計)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	712,734
業務活動による支出	613,809
投資活動による支出	52,007
財務活動による支出	22,067
次期中期目標期間への繰越金	24,851
資金収入	712,734
業務活動による収入	642,735
運営費交付金による収入	534,815
革新的研究開発基金補助金による収入	55,000
業務収入	26,322
その他の収入	19,862
受託等収入	6,735
投資活動による収入	1,509
施設整備費による収入	867
定期預金解約等による収入	642
財務活動による収入	62,000
政府出資金の受入による収入	62,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,490

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(一般勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	643,367
業務活動による支出	575,129
投資活動による支出	43,127
財務活動による支出	22,067
次期中期目標期間への繰越金	3,043
資金収入	643,367
業務活動による収入	575,454
運営費交付金による収入	534,815
業務収入	14,946
その他の収入	18,957
受託等収入	6,735
投資活動による収入	867
施設整備費による収入	867
財務活動による収入	62,000
政府出資金の受入による収入	62,000
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,046

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(文献情報提供勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	14,337
業務活動による支出	5,715
投資活動による支出	7,966
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	656
資金収入	14,337
業務活動による収入	12,252
業務収入	11,376
その他の収入	876
投資活動による収入	642
定期預金解約等による収入	642
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,444

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(革新的新技術研究開発業務勘定)

区別	金額 (単位：百万円)
資金支出	55,029
業務活動による支出	32,964
投資活動による支出	913
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	21,152
資金収入	55,029
業務活動による収入	55,029
革新的研究開発基金補助金による収入	55,000
その他の収入	29
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

[注釈] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。